

議案第48号 小松島市火災予防条例の一部を改正する条例について

《改正の趣旨》

特定小規模施設のうち住宅部分があるものにつき、住宅部分に特定小規模施設用自動火災報知設備を設置した場合には、住宅用防災警報器等の設置を免除する規定を追加する等の改正を行うもの。

小松島市火災予防条例(昭和37年小松島市条例第10号)新旧対照表

現行	改正後（案）	備考
<p>(避雷設備)</p> <p>第16条 避雷設備の位置及び構造は、消防長が指定する<u>日本工業規格</u> _____ に適合するものとしなければならない。</p> <p>2 (略)</p> <p>(設置の免除)</p> <p>第29条の5 前3条の規定にかかわらず、次の各号に掲げるときは、次の各号に定める設備の有効範囲内の住宅の部分について住宅用防災警報器又は住宅用防災報知設備(以下この章において「住宅用防災警報器等」という。)を設置しないことができる。</p> <p>(1) 第29条の3第1項各号又は前条第1項に掲げる住宅の部分に <u>スプリンクラー設備(標示温度が75度以下で作動時間が60秒以内の閉鎖型スプリンクラーヘッドを備えているものに限る。)</u>を令第12条に定める技術上の基準に従い、又は当該技術上の基準の例により設置したとき</p>	<p>(避雷設備)</p> <p>第16条 避雷設備の位置及び構造は、消防長が指定する<u>日本産業規格(産業標準化法(昭和24年法律第185号)第20条第1項の日本産業規格をいう。)</u>に適合するものとしなければならない。</p> <p>2 (略)</p> <p>(設置の免除)</p> <p>第29条の5 前3条の規定にかかわらず、次の各号に掲げるときは、次の各号に定める設備の有効範囲内の住宅の部分について住宅用防災警報器又は住宅用防災報知設備(以下この章において「住宅用防災警報器等」という。)を設置しないことができる。</p> <p>(1) 第29条の3第1項各号又は前条第1項に掲げる住宅の部分に <u>スプリンクラー設備(標示温度が75度以下で種別が1種 _____ の閉鎖型スプリンクラーヘッドを備えているものに限る。)</u>を令第12条に定める技術上の基準に従い、又は当該技術上の基準の例により設置したとき</p>	<p>改正</p> <p>改正</p>

<p>(2)～(5) (略)</p> <p>(6) (略)</p>	<p>(2)～(5) (略)</p> <p><u>(6) 第29条の3第1項各号又は前条第1項に掲げる住宅の部分に特定小規模施設用自動火災報知設備を特定小規模施設における必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等に関する省令(平成20年総務省令第156号)第3条第2項及び第3項に定める技術上の基準に従い、又は当該技術上の基準の例により設置したとき。</u></p> <p>(7) (略)</p>	<p>追加</p>
-----------------------------------	--	-----------